

大和市障がい者福祉計画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第7号

大和市障がい者福祉計画審議会規則の一部を改正する規則

大和市障がい者福祉計画審議会規則（平成18年大和市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保等に係る計画に関すること。

第10条の見出しを「(委任)」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。